

医療法人 仁栄会

【一般事業主行動計画策定（次世代法・女性活躍推進法 一体型）】

職員が仕事と子育てを両立することができ、また女性が活躍できる働きやすい環境を作る事によって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

2. 内容

男性の職員のみならず、女性の勤続年数においても、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第8条第1項第1号イ(2)(ii)に定める「産業ごとの女性の通常の労働者の平均継続勤続年数の平均値」である8.7年以上を目指す。

3. 対策

- ・健康保険組合及びハローワークの育児休業関連のパンフレット等の閲覧が出来るように備え付ける。
- ・各種会議にて管理職へ周知する。
- ・産休、育休予定者に対して諸制度、手続きを含め個別に相談できる環境作りをする。また、必要に応じて社会保険担当者を通して社会保険労務士に相談する。
- ・永年勤続者について、表彰の機会を設ける。

<当法人の両立支援の取り組み（現在実施中又は実施していた取り組み・実績等）>

育児休業取得希望者に対しては、100%希望期間の休業を取得している。育児休業後における現職又は現職相当職への復帰の為に育児短時間勤務、夜勤免除等の業務内容及び業務体制の見直しや、希望日の有休取得等子育てをしながら働く職員に配慮した措置を実施。また、出産・育児による退職者についての再雇用を制度とし確立させた。